

豊橋市情報セキュリティに関する基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は、市民生活、経済、社会のあらゆる面で拡大しています。

一方で、個人情報をはじめとする情報資産の漏えい等の人為的な原因による情報セキュリティ事故、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん等によるシステム障害等が後を絶ちません。また、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要があります。

豊橋市は、市民から預かっている個人情報をはじめ、行政運営において重要かつ必要不可欠な情報を数多く取り扱っており、多くの業務が情報システムや情報通信ネットワークに依存しています。

したがって、これらの情報資産を様々な脅威から保護することは、市民の権利、利益を守るとともに、継続的かつ安定した行政運営に取り組むために必要不可欠なことです。

これらの状況を鑑み、豊橋市における情報資産に対する安全対策を推進し、市民からの信頼を高めるため、以下に積極的に取り組むことを宣言します。

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な管理体制を確立します。
- (2) 情報セキュリティ対策の判断基準として豊橋市情報セキュリティに関する対策基準を策定し、その実行のための手順等を具体的に示した豊橋市情報セキュリティに関する実施手順を策定します。
- (3) 豊橋市の保有する情報資産を適切に管理します。
- (4) 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施します。
- (5) 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応体制を整備します。
- (6) 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施します。
- (7) 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要になった場合及び情報セキュリティに関する社会情勢等の変化への対応が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーの見直しを実施します。
- (8) 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって豊橋市情報セキュリティに関する基本方針、豊橋市情報セキュリティに関する対策基準及び豊橋市情報セキュリティに関する実施手順を遵守します。

平成25年7月1日
豊橋市長 佐原光一